

(議案第 3 号から議案第 12 号について事務局より一括説明)

(質疑等の要旨)

質疑なし

(議案 13 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

委員：理由書に記載のある「必要性及び実現性を検証した結果」についての判断基準を教えてほしい。

事務局：平成 25 年の 3 月に県が「長期未着手土地区画整理事業の見直しに関する基本的な考え方」を示し、その中で必要性と実現性を検証して見直すことが明記されている。必要性に関しては、区域内の都市基盤整備の状況や都市計画道路の整備状況・土地利用状況、防災性・生活環境、事業手法としての土地区画整理事業等の検証をすること。実現性に関しては、住民の意向や市長の方針を考慮することとされている。尾浜地区土地区画整理事業については、例えば概ね市街化がすすんでいることや住民の意向を確認するなどして必要性及び実現性を判断している。

委員：都市計画変更にあたって、住民の説明は必要なのか。もし必要であれば、どのように周知するのか。

事務局：住民への説明、周知に関しては昨年の 6 月から 7 月にかけて各地区の連協の会長や町会長に説明した後、9 月には都市計画決定手続きに係る要綱に定められている説明会及び素案の公表を行った。この説明会の開催については、ホームページ、市報のほか、地元町会長にも周知のご協力を頂いたが参加者は無かった。また、12 月に行った都市計画変更案の縦覧についても縦覧者および意見書の提出は無かった。今回の案件については住民への権利制限を行うなどといった直接的な影響がないことからこのような結果になったと考えている。

委員：市で他の長期未着手の都市計画事業について検討状況や今後の予定があれば教えてほしい。

事務局：これまでに道路や公園について順次見直しを行ってきており、区画整理もこれを受けて見直しを行ったものである。長期未着手の土地区画整理事業についてこれ以上無い。

(議案 14 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

委員 : 今回都市計画変更区域内について、商店街や空き家などがあるが、廃止されることで消防車や救急車が通れないなどの防災の観点で問題はないのか。

事務局 : 消防局に確認すると、この地区は消防活動困難区域に指定されていない。

委員 : 区画整理事業をすることによって空き家や空地の利活用が促進され、将来を通じて影響があると思うが、どのように考えているのか。

事務局 : 今回は区画整理事業として難しいということだが、市として住民や土地や建物の所有者から意見を聞きながら空き家対策や商店街の活性化を進めていきたいと考えている。

委員 : 穴太地区に関しては農地がかなり残っているので、事業を進めてほしいという地元の声はなかったのか。

事務局 : 農会に説明を行ったが事業自体の認識がなく、事業を進めてほしいという地元の声もなかった。

委員 : 事業範囲が入り組んでいるのはなぜか。

事務局 : 昭和 42 年の都市計画決定の際に区域設定を行っているが、既に宅地化されているところを外している。